

本庄市営繕工事における「週休2日制モデル工事」試行要領

令和5年3月24日

市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、本市発注の営繕工事において、週休2日制を導入し、週休2日モデル工事(以下「モデル工事」という。)を試行するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 モデル工事の対象は、工事の種別、規模等を勘案し、発注者が選定するものとする。ただし、以下に掲げる工事は、モデル工事の対象としない。

- (1) 竣工時期や現場条件(出水期、交通規制等)に制約が大きい工事
- (2) 緊急を要する工事(災害復旧工事、応急工事等)
- (3) 対象期間が1週間未満の工事
- (4) 前各号以外の理由により週休2日の取得が困難な工事

(用語の定義)

第3条 この要領において「週休2日」とは、契約工期のうち、対象期間における4週8休以上の現場閉所率を達成することをいう。

2 この要領において「現場閉所率」とは、現場閉所日の日数を、対象期間の日数で除することにより算定する率をいう。

3 この要領において「対象期間」とは、契約工期のうち、工事着手日から工事完成日までの期間(年末年始、夏季休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は対象の期間に含み、そのうち週休日(原則として土曜日及び日曜日)のみを現場閉所日としてカウントすることとする。)をいう。

4 この要領において「工事着手日」とは、現場に継続的に常駐した最初の日をいう。

5 この要領において「現場閉所日」とは、対象期間中に現場閉所を行う日(地元対応等でやむを得ず、予定していた現場閉所を行う日に作業が生じる場合には、原則として作業日の前後7日以内に振替の現場閉所とする日を設定するものとする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。なお、現場閉所を行う日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。)のうち、週休日、原則として土曜日及び日曜日をいう。

6 この要領において「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態(降

雨、降雪等の天候の影響による予定外の現場を閉所とした場合は、現場閉所日に含めることができるものとし、閉所が確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め、監督職員に報告するものとする。)をいう。

(発注方式)

第4条 モデル工事の発注は、発注者指定型方式によるものとする。なお、1つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について、同一の方式による発注とする。

2 発注者は、モデル工事の発注に当たっては、別紙に基づき入札公告及び特記仕様書に発注方式を明示するものとする。

(適正な工期の確保)

第5条 公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。また、不履行時の工期末における変更手続きに要する期間を考慮すること。

(経費の補正)

第6条 当初の予定価格において、次に掲げる経費にそれぞれの補正係数を乗じた補正を行うものとし、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行う。

(1) 4週8休以上(現場閉所率28.5%以上)

経費	補正係数
労務費 ※予定価格のもととなる工事費の積算に用いる 複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格 (材工単価)の労務費	1.05

(実施方法)

第7条 発注者は、入札公告にモデル工事である旨を明示するとともに、特記仕様書を添付するものとする。

2 工事着手前に、次に掲げるとおり対応するものとする。

(1) 受注者は、週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。

(2) 受注者は、工事着手日から28日分の休日取得計画書(様式第1号)を提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。

(3) 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所の予定日を調整したうえで休日取得計画書を作成する。

(4) 受注者は、対象期間中、モデル工事であることをPRする掲示図(様式第2号)を工事現場に掲示する。

- 3 対象期間中は、次に掲げるとおり対応するものとする。
- (1) 受注者は、翌28日分の休日取得計画書を7日前までに提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。28日に満たない最終期間は7日ごとに確認を受け、7日に満たない最終週は対象期間から除く。
 - (2) 28日間終了後、休日取得実績書（様式第3号）を7日間の内に提出し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。28日に満たない最終期間は7日ごとに確認を受ける。
 - (3) 天候の影響や地元対応等により、現場閉所日の振替を行う場合は、原則として、事前に工事記録を提出し、発注者の承認を受けることとするが、天候の急変や緊急工事など急を要する場合は、事後報告でも可とする。
 - (4) 発注者は、現場閉所日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等にはクイックレスポンスに努める。
 - (5) 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。
- 4 工事完成時には、次に掲げるとおり対応するものとする。
- (1) 受注者は、工事完成日の14日前までに、対象期間全ての休日取得実績書及び休日取得実績書【集計表】（様式第4号）を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。提出日から工事完成日までの休日取得については、見込みで提出し、変更があった場合は、その都度速やかに再提出する。また、発注者は、提出日以降の実績について工事検査前までに確認する。
- 5 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
（工事成績評価における評価）

第8条 発注者は、現場閉所の達成状況に応じ、工事成績評価において、下表のとおり加点を行う。

現場閉所の達成状況	発注者指定型
4週8休以上(現場閉所率28.5%以上)	2点
4週7休以上4週8休未満(現場閉所率25.0%以上28.5%未満)	—
4週6休以上4週7休未満(現場閉所率21.4%以上25.0%未満)	—

※加点は、評価項目「創意工夫」で行うため、工事成績評価の加点は得点割合0.4を乗じた点数となる。

(その他)

第9条 発注者は、工事の特性等を勘案し、本要領によらず、必要事項を定

めることができるものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日以降に公告する工事に適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日以降に公告する工事に適用する。

別紙

(入札公告及び特記仕様書への「週休2日制モデル工事」である旨の明示)

<入札公告>

1 入札対象工事

2 1 その他

(5) 本工事は、本庄市営繕工事における「週休2日制モデル工事(発注者指定型)」の試行対象工事である。

<特記仕様書>

週休2日制モデル工事

() 本工事は、本庄市営繕工事における「週休2日制モデル工事(発注者指定型)」の試行対象工事である。

試行の実施は、本庄市営繕工事における「週休2日制モデル工事」試行要領によるものとする。試行要領は、本庄市役所ホームページで確認のこと。

本庄市役所ホームページ

https://www.city.honjo.lg.jp/shigoto_sangyo/nyusatsu_keiyaku/oshirase/index.html